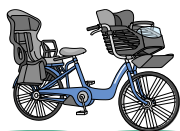


自転車の幼児用座席に乗せることができる子供の年齢制限が

令和3年4月1日から



緩和!!



『幼児（6歳未満）』から『小学校就学の始期に達するまで』乗車可能に！

（神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号の一部変更）

年齢等	5歳		6歳	
	年中	年長	年長	小学1年生
改正前	○ 乗せられる	×	×	×
改正後	○ 乗せられる	○ 乗せられる	×	×

改正前: 5歳年長は乗せられない。理由: 誕生日を迎えた日から乗せられなくなる、通園に弊害が出る可能性が...
 改正後: 5歳年長は乗せられる。理由: 小学校就学の始期に達するまで乗せられる。

幼児用座席に子供を乗せるときは**安全第一**！

安全に乗るためには？



安全性を重視
安全基準を満たした
自転車に乗りましょう。



ヘルメット着用
頭のサイズに合った
ヘルメットを必ず
着用させましょう。

幼児用座席のサイズ
体に合った幼児用座席を
利用しましょう。

お子さんの命を守るのは保護者の責任です！